

前橋市印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、<u>外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。次条第1項第3号及び第7号、第11条第1項第4号並びに第13条第4号において同じ。)</u>されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録票)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録票を備え、印鑑の登録の申請を受理したときは、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記載されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあつては氏名及び当該通称。第13条第2号において同じ。)</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p><u>(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受け</u> <u>る場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記</u></p> <p>2 前項第2号から第7号までに掲げる事項については、磁気ディスクをもって調製することができる。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第11条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 外国人住民が第5条第3項の規定により印鑑の登録を受けている場合において、住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ</u></p>	<p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(印鑑登録票)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録票を備え、印鑑の登録の申請を受理したときは、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調整する住民票にあつては、記録。以下この号において同じ。))がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称。第13条第2号において同じ。)</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>2 前項第2号から第6号までに掲げる事項については、磁気ディスクをもって調製することができる。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第11条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>

表記の変更により、登録を受けている印鑑が同項に規定する印鑑に該当しないこととなったとき。

(5)～(7) 省略

- 2 市長は、前項第3号から第5号まで又は第7号に該当する事由により印鑑の登録を抹消したときは、当該印鑑登録者にその旨を通知するものとする。

(印鑑登録証明書の交付申請)

第12条 省略

2 省略

- 3 前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。)又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書(同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)を利用することにより、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)で印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

(印鑑登録の証明)

第13条 印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑登録票に登録されている印影の写し(印鑑登録票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係る電子機器からの打出しを含む。)について市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受け
る場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

(4)～(6) 省略

- 2 市長は、前項第3号、第4号又は第6号に該当する事由により印鑑の登録を抹消したときは、当該印鑑登録者にその旨を通知するものとする。

(印鑑登録証明書の交付申請)

第12条 省略

2 省略

- 3 前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を利用することにより、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)で印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

(印鑑登録の証明)

第13条 印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑登録票に登録されている印影の写し(印鑑登録票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係る電子機器からの打出しを含む。)について市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)～(3) 省略